



## 福祉課からのお知らせ

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

**身体または精神に重度の障がいを持つている人に手当を支給します**

**特別障害者手当**  
支給資格者  
政令で定める、著しく重度の障がいを持つている人に、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活を行っている人  
支給できない場合  
・ 障害者支援施設や養護老人ホームなどに入所したとき  
・ 病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき  
手当月額（令和2年4月現在）  
27,350円

**障害児福祉手当**  
支給資格者  
政令で定める、著しく重度の障がいを持つ、日常生活において常時介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活を行っている人  
支給できない場合  
・ 障がい支給事由とする公的年金を受給しているとき  
・ 障害児入所施設などに入所したとき  
手当月額（令和2年4月現在）  
14,880円

**特別児童扶養手当**  
支給資格者  
身体または精神に中度または中度以上



**死亡するか、一部は野生化し、人や財産に危害を及ぼします。寿命を迎えるその日まで、愛情と責任をもって飼いまししょう。**

**犬・猫のむやみな繁殖の防止**  
飼いきれない犬・猫を無責任に増やさないよう不妊去勢手術をしましょう。不妊去勢手術はペットのストレスを軽減するメリットもあります。また、やむを得ず飼えなくなったときは、飼い主が責任を持って新しい飼い主を探してください。

**野犬などに餌を与えない**  
飼い主のいない犬や猫に無責任に餌を与えないようにしましょう。かわいそうだという感情で行う行為が、多くの人の迷惑につながります。繁殖し集団化して、周辺の生活環境の悪化や危害をまねき、さらなる不幸な犬・猫を増やすことにつながります。

**犬・猫の所有者明示**  
犬・猫が迷子になってしまったら、すぐに保健所・市役所（環境衛生課）・警察署に連絡しましょう。また、日頃から、飼い主の情報が分かる迷子札（飼い主の名前、電話番号など）や鑑札・注射済票（犬の場合）などをペットにつけておきましょう。

**の障がいを持つ20歳未満の子どもを監護している父もしくは母、または養育者**

**支給できない場合**  
・ 児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住んでいないとき  
・ 児童が障がい支給事由とする公的年金を受給しているとき  
・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき  
手当月額（令和2年4月現在）  
1級（重度障がい児） 52,500円  
2級（中度障がい児） 34,970円

※所得により手当の支給が停止される場合があります。

**【初めて手当を受けるには】**  
福祉課へ必要書類を添付して、認定請求書を提出してください。

**【所得状況届について】**  
8月初めに対象者に「所得状況届などの関係書類」を送付します。8月31日（月）までに、福祉課または支所へ提出してください。

**福祉年金を支給します**  
対象者  
・ 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳、県発行の特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人  
・ 7月1日以前1年間、市内に在住している人

※転入転出、死亡などにより支給に制限があります。

**支給額**  
8,000円～14,000円（年額）  
・ 障がいの種類や程度または年齢により、支給額が異なります。  
・ 65歳以上の人は単価の半額を支給します。

**申請方法**  
福祉課または各支所で、次の書類を持参の上、手続きをしてください。

**令和元年7月2日から令和2年7月1日の間に新規に手帳を取得した人、手帳の等級が変わった人**

- ・ 市から送付した申請書
- ・ 各手帳
- ・ 振込先の通帳

**新規に特定医療費（指定難病）受給者証を取得した人で、まだ申請していない人**

- ・ 受給者証
- ・ 振込先の通帳

※振込先口座の変更をするときは届け出が必要です。

**支給方法**  
12月中旬に指定の口座に振り込みます。



## 犬・猫を飼っている皆さんへ

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007  
西諷保健所 ☎25-4383

**飼い主のマナーを守りましょう**

**犬のフンの放置禁止**  
犬のフンの放置は市条例で禁止されています。道路、公園、他人の敷地内に犬のフンが放置されていると、とても不快な上に、衛生上よくありません。散歩中の犬のフンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で適切に処理しましょう。また、排泄を家で済ませた後、散歩に出掛けるようにはしましょう。

**犬の放し飼い禁止**  
犬は県条例で係留（つないでおく）義務があります。犬を放し飼いにすると、他人に迷惑をかけるだけではなく、危害を加える恐れがあります。犬はつなぐ（散歩の時も）か、柵の中に入れて飼わなければいけません。また、猫も周りの人への迷惑にならないよう、なるべく室内で飼いまししょう。

**犬・猫の遺棄禁止**  
犬・猫を捨てることは法律で禁止されています。家族の一員である犬・猫を捨てるという行為に心が痛みませんか？捨てられた犬・猫は、そのときから食事や住む場所がなくなり、弱って



死亡するか、一部は野生化し、人や財産に危害を及ぼします。寿命を迎えるその日まで、愛情と責任をもって飼いまししょう。

**犬・猫のむやみな繁殖の防止**  
飼いきれない犬・猫を無責任に増やさないよう不妊去勢手術をしましょう。不妊去勢手術はペットのストレスを軽減するメリットもあります。また、やむを得ず飼えなくなったときは、飼い主が責任を持って新しい飼い主を探してください。

**野犬などに餌を与えない**  
飼い主のいない犬や猫に無責任に餌を与えないようにしましょう。かわいそうだという感情で行う行為が、多くの人の迷惑につながります。繁殖し集団化して、周辺の生活環境の悪化や危害をまねき、さらなる不幸な犬・猫を増やすことにつながります。

**犬・猫の所有者明示**  
犬・猫が迷子になってしまったら、すぐに保健所・市役所（環境衛生課）・警察署に連絡しましょう。また、日頃から、飼い主の情報が分かる迷子札（飼い主の名前、電話番号など）や鑑札・注射済票（犬の場合）などをペットにつけておきましょう。



## お知らせ 狂犬病予防注射の接種期間が延長されました

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007



狂犬病予防法に基づき、飼い犬は年1回（例年は、4月1日から6月30日まで）狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けることになっています。期日までに忘れずに予防接種を受けるようにしましょう！

狂犬病予防法の改正により、今年度の狂犬病予防注射の接種期間が12月31日（木）まで延長されました。狂犬病予防集合注射の一部中止などにより、今年度飼い犬の予防接種を受けられていない人は、12月31日までにかけつけやお近くの動物病院で接種をお願いします。

なお、動物病院では混雑が予想されますので、事前連絡をして受診してください。